

第42回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

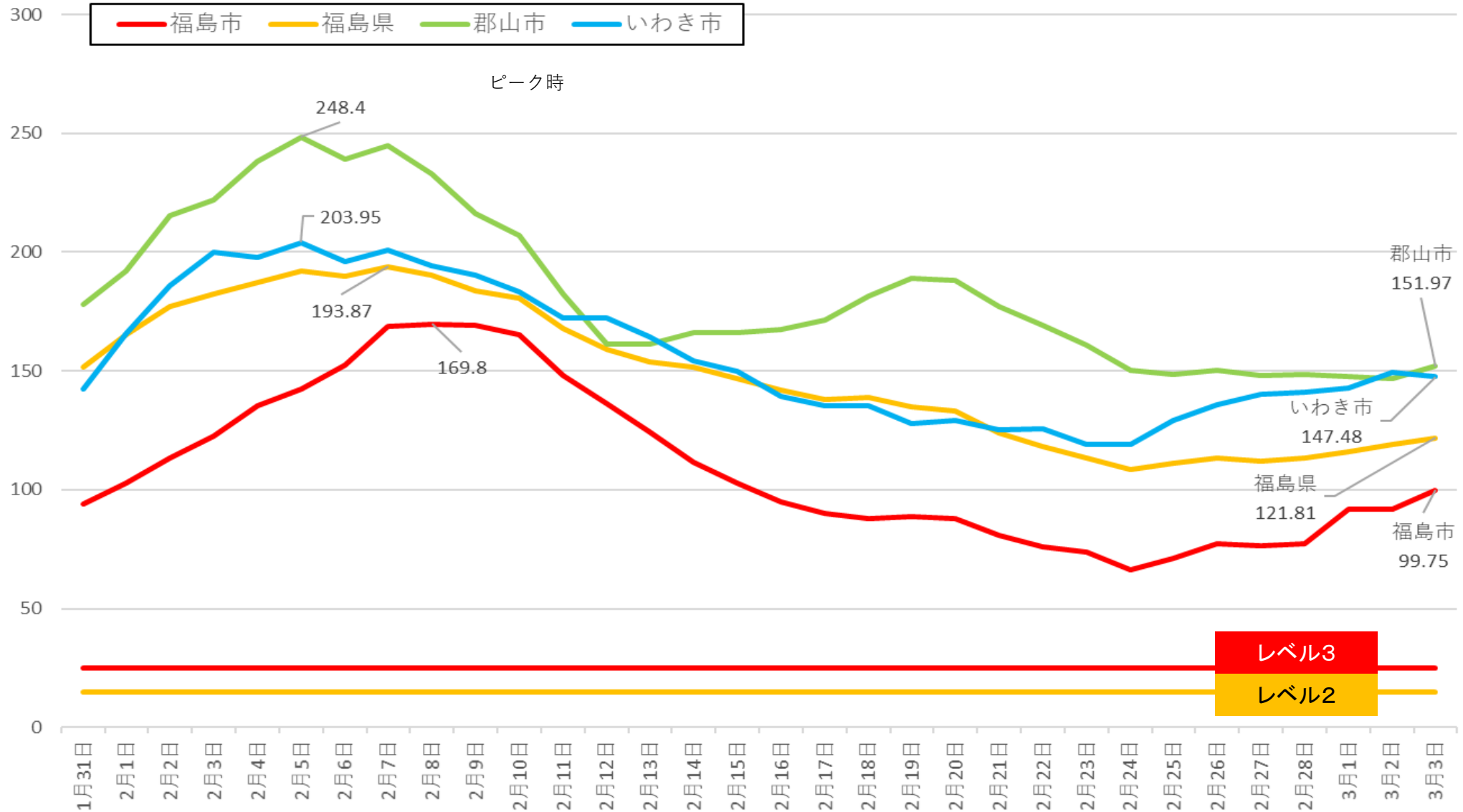
【デジタル開催】

日 時 令和4年3月5日（土）

- 1 本市の新型コロナウイルス感染症の感染状況等
- 2 福島県感染拡大防止重点対策
- 3 福島市における当面の対応

別紙1 県の感染防止重点対策を踏まえた福島市感染防止対策

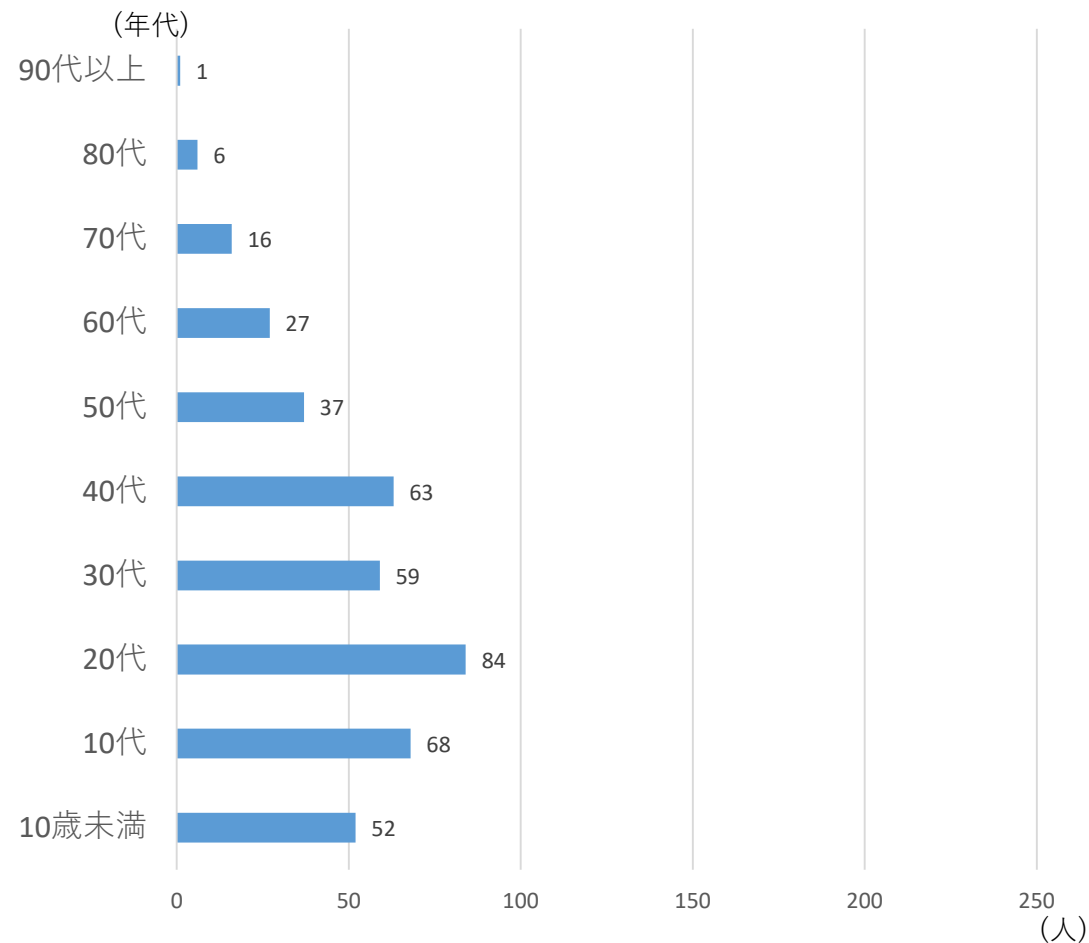
新規陽性者 7日間移動平均 (人口10万人対)



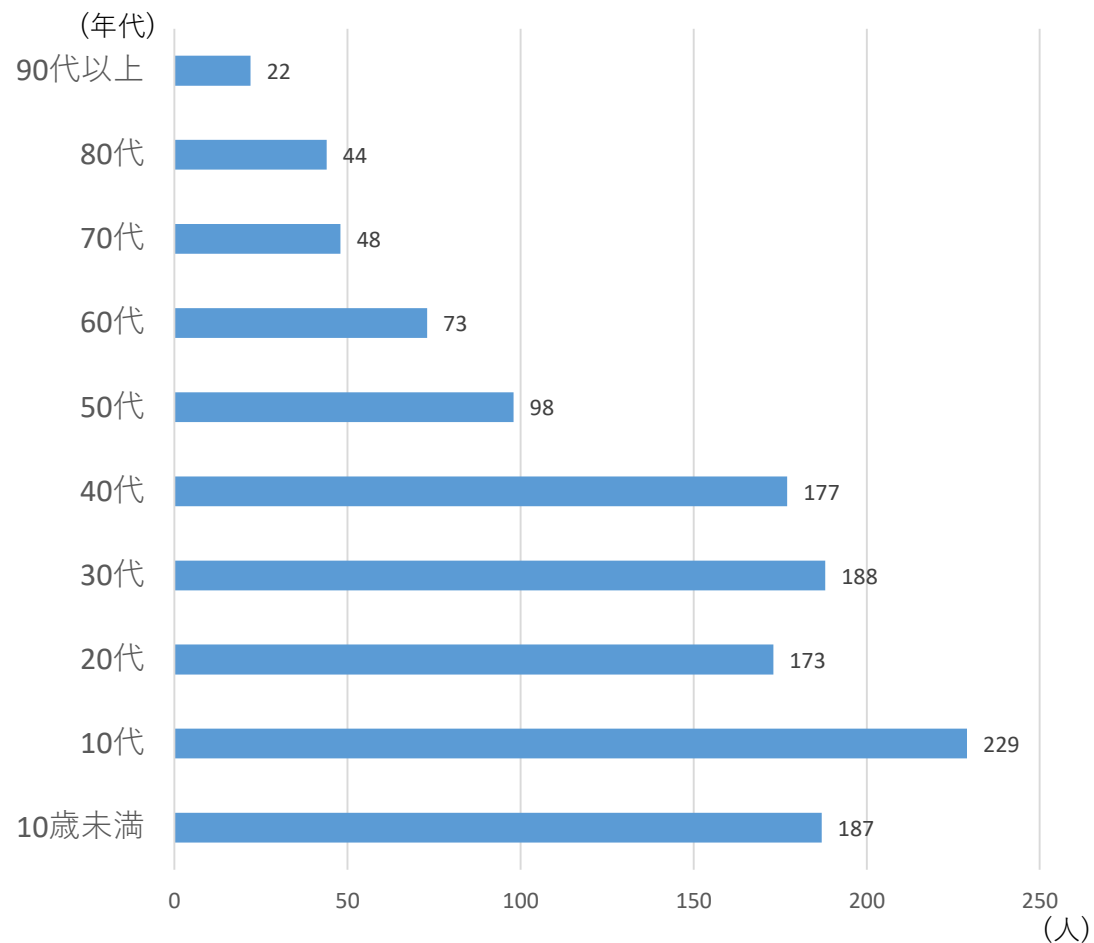
※郡山市・いわき市は独自算出

新規陽性者数の年代別比較

令和4年1月（413例）

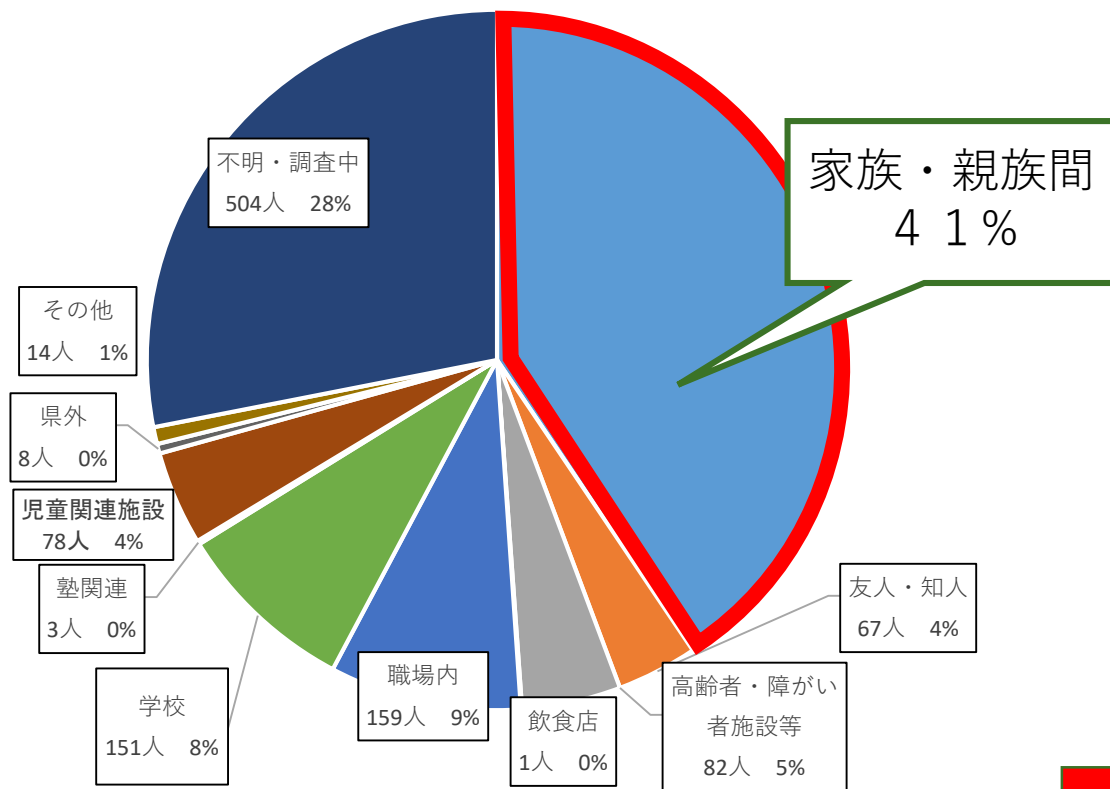


令和4年2月（1,239例）

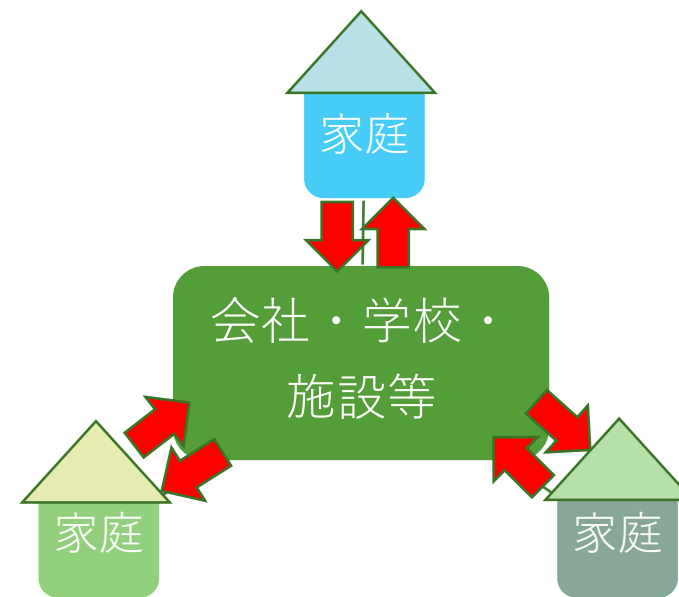
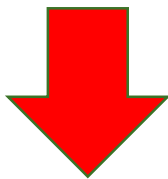


家庭内感染の注意

【第6波における推定感染経路内訳】 ※1月1日～3月3日



・陽性1,795人のうち728人（約41%）が家族・親族間での感染（推定）



家庭内で感染を広げないための対策が必要

クラスター発生数(学校関連・児童施設) の比較

1月

3/6



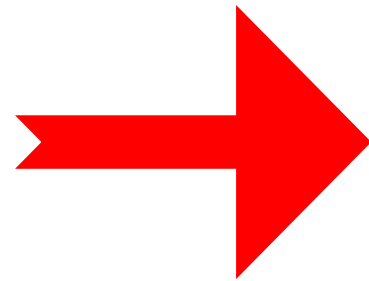
50%

2月

10/16



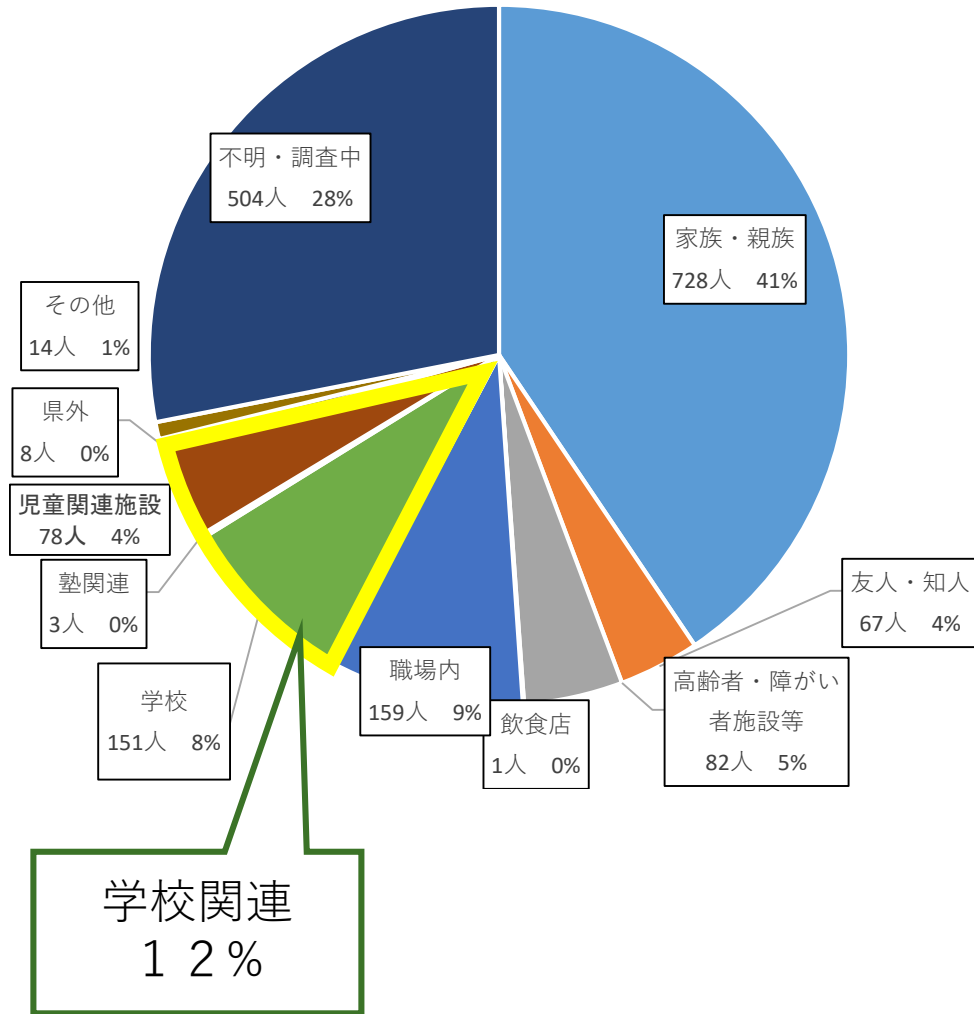
62.5%



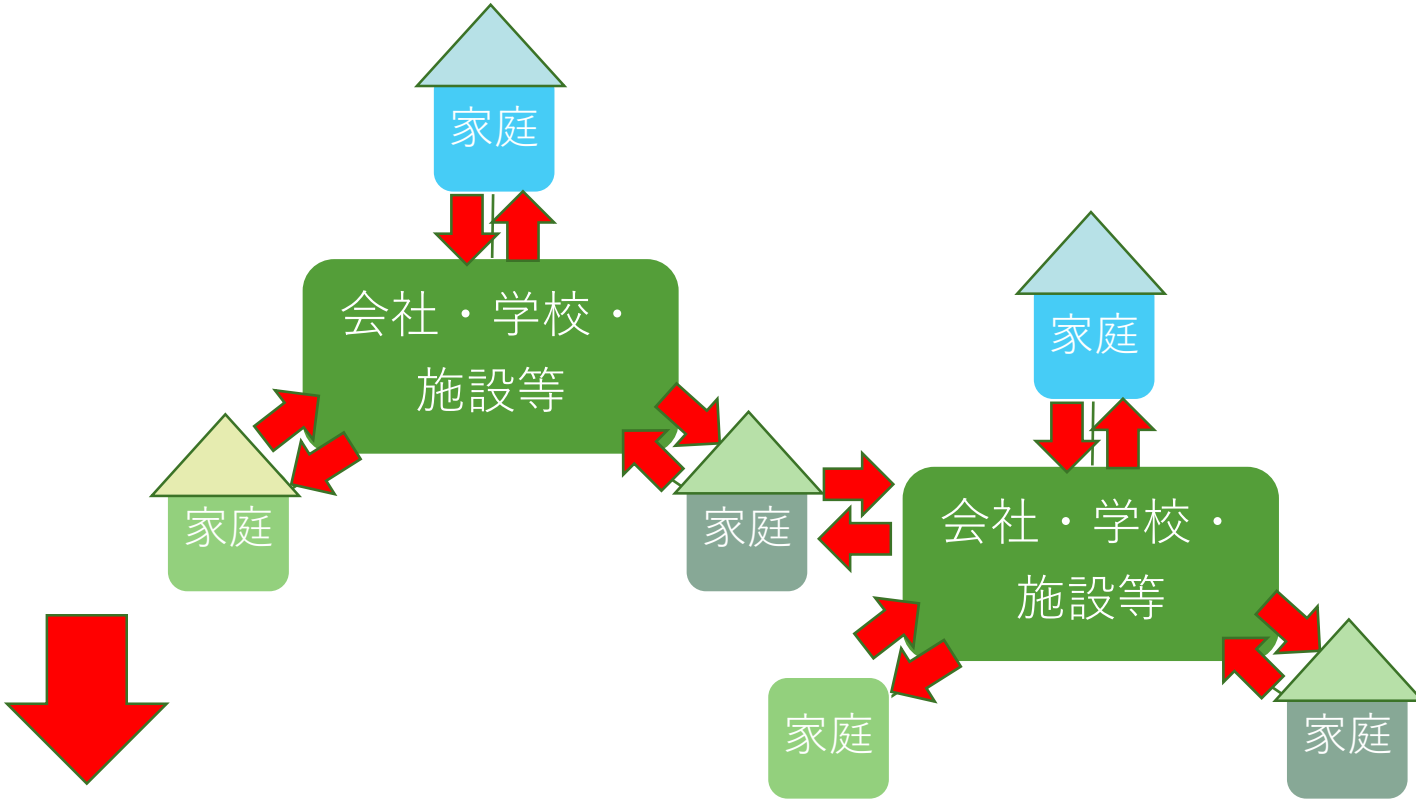
12.5%
UP

学校関連からの感染

【第6波における推定感染経路内訳】 ※1月1日～3月3日



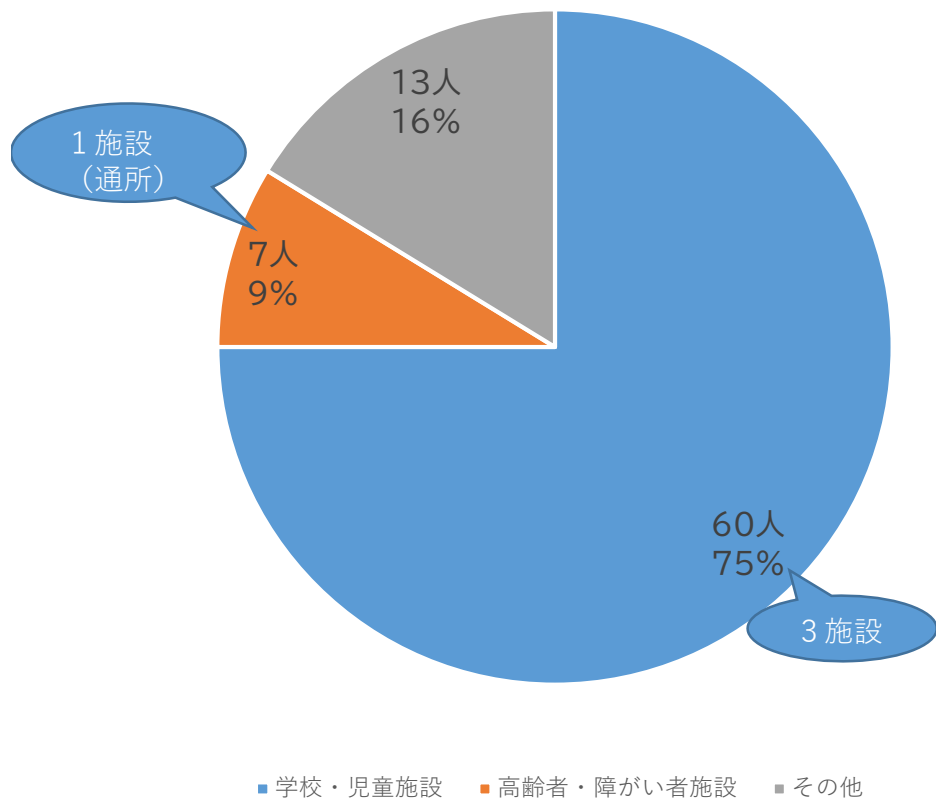
・陽性1,795人のうち232人（約12%）が学校関連での感染（推定）



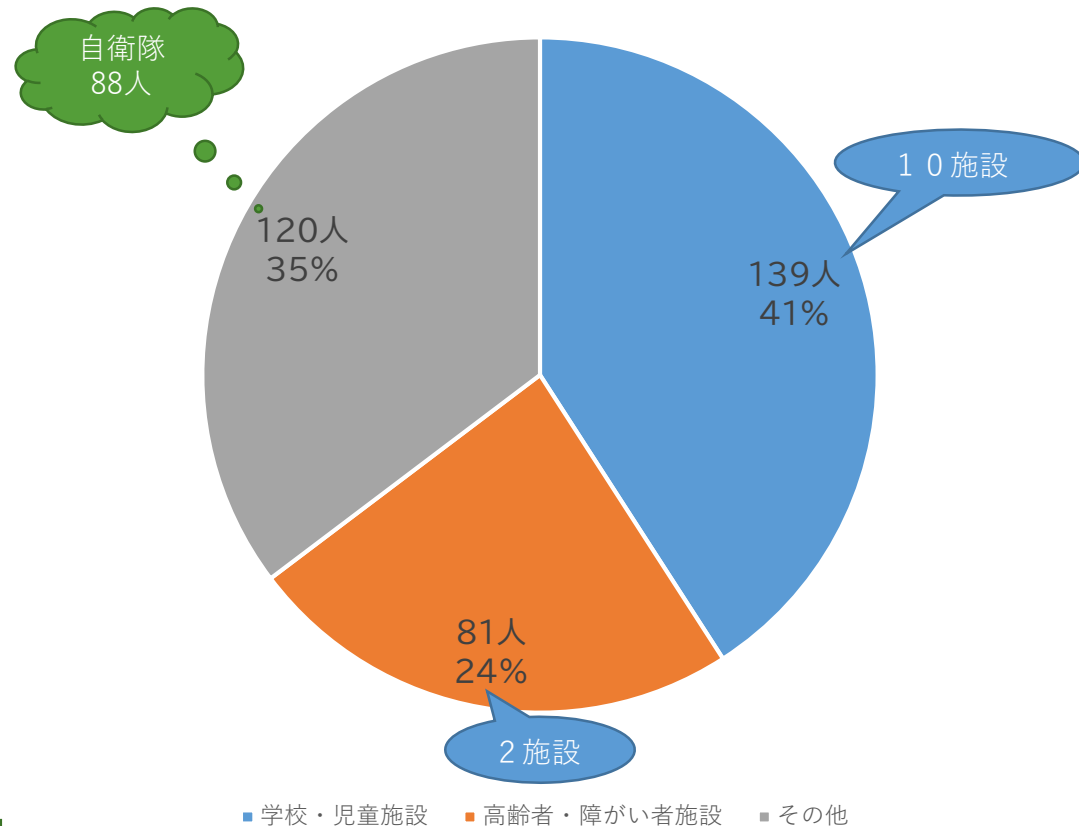
感染の連鎖を止めるためにも学校・家庭内での対策が必要

クラスター感染者数割合の比較

1月クラスター感染者数割合



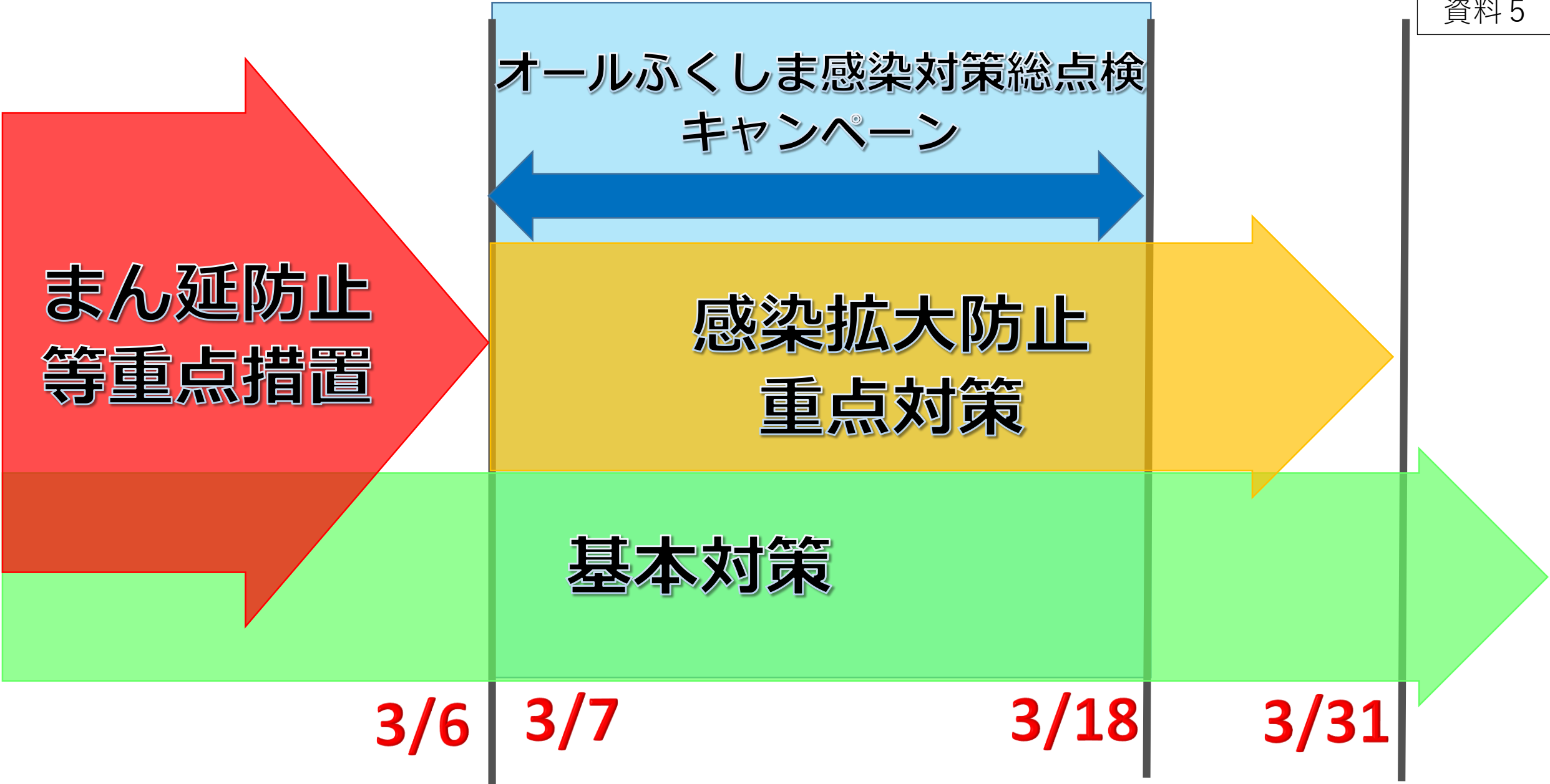
2月クラスター感染者数割合



高齢者・障がい者施設はクラスター発生時には1施設での感染者数が多くなる傾向にある。

非常事態宣言 まん延防止等重点措置 を解除します

しかし、いまだ予断を許さない状況です。
引き続き、感染拡大防止対策が必要です。



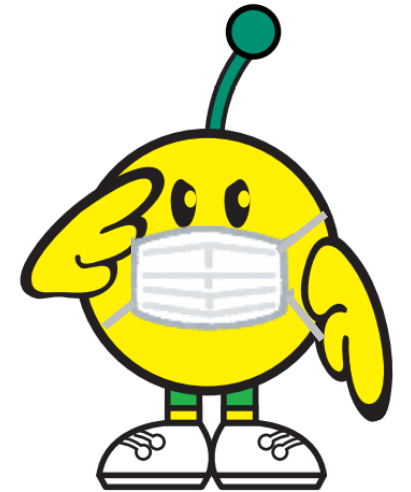
～子どもと高齢者を守る～

オールふくしま感染対策総点検キャンペーン

令和4年3月7日（月）～3月18日（金）

感染対策一斉点検

子ども・高齢者の施設において、期間中に対策の総点検をお願いします。点検結果で気になる点があれば、協力医療機関や、県・市町村の担当部署にご相談ください。



ご家庭でもコロナ感染対策チェック

ご家庭用チェックリストを活用し、コロナに感染しないために気を付けるポイントをお子さんを始め、ご家族皆さんで確認してください。

感染拡大防止重点対策のポイント

①子どもを感染から守る

子どもの感染が依然多いことから、保護者の皆さま、教育関係、児童施設関係の皆さまへご協力をお願いします。

②高齢者に感染を広げない

重症化リスクの高い高齢者に感染を広げないため、ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスク回避

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、皆様のご協力をお願いします。

～感染収束に向けて、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします～

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・ 登校前にご家庭で、**検温を始め体調確認**をお願いします。
症状があるときは登校は控えてください。
- ・ ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の**児童・生徒が通う学校**を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校・幼稚園・
保育所・
認定こども園・
放課後
児童クラブ・
学習塾・
スポーツ団体 等

- ・ 学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で**基本的な感染防止対策の徹底**を指導してください。

○不織布マスクの正しい着用 ○人との距離の確保（できるだけ2m）
○こまめな換気（対角線上の窓を開けるなど） ○複合的な対策の実施

- ・ **感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）**や**宿泊を伴う学校行事等は停止**してください。
- ・ **体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅**させてください。
- ・ **先生や指導者の方も、体調管理の徹底**をお願いします。

「感染対策一斉点検」「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」をお願いします。

高齢者に感染を広げない

ご自身で

- ・ 感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 高齢の方や基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
 - 混雑する場所や、感染リスクの高い場所への外出は控えてください。
 - 十分な栄養、適度な運動により免疫カアップをお願いします。

ご家族で

- ・ 家族内感染にならないよう、皆さんで取組をお願いします。
 - 定期的な換気、こまめな手洗いをお願いします。
 - 同居する高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- ・ 接種の順番を迎えられた際には、新型コロナウイルスの接種をお願いします。

施設内で

- ・ 施設内感染には引き続き注意願います。
 - 職員の方はマスクを正しく着用してください。利用者の方も可能な限りお願いします。
 - 施設内にウイルスを持ち込まないよう、職員の方（ご家族を含む）の体調管理をお願いします。
- ・ 感染対策一斉点検を実施します。

移動・会食に関するリスク回避

移動

**感染拡大地域との
不要不急の往来は控えてください。**

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)



会食

**同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内
としてください。** (ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

控えてください！

×密閉・密集・密接

×体調不良で参加

×大声やマスクなしでの会話

×深酒

※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

感染拡大防止のための基本対策

令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり **基本的な感染対策**を**徹底**してください。



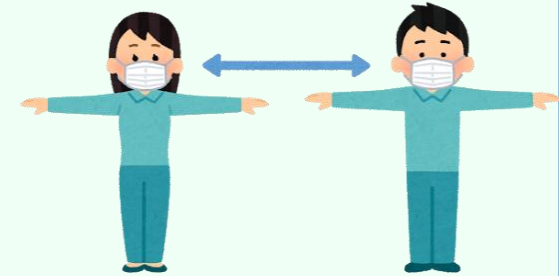
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※不織布マスクを推奨



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。



かかりつけ医や**診療検査医療機関**に相談してください。

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は
受診・相談センター(Tel0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q

3

飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください！



密閉・密集・密接

- 例えば・・・
- ×場所の換気が悪い
 - ×狭い場所に大人数
 - ×間隔を取らずに会話



体調不良で 参加

大声やマスク なしでの会話



深酒



- ※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。
- ※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

・感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「ふくしま感染防止対策認定店」

をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5

接種の順番を迎えられた際には、
新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり**に**注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務**や**時差出勤**、**テレワーク**、**オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **事業継続計画（BCP）の再確認**や**策定**をお願いします。
- ・ **業種別ガイドライン等**を遵守願います。
(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- 会場内の消毒や換気 など
- 人と人との距離の確保
- マスク着用の徹底

イベントの開催

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、**「感染防止安全計画」**を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は**「結果報告書」**を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

施設管理者の皆さまにお願いします

- ・ 職員の方（ご家族を含む）の体調管理をお願いします。

大学・専門学校等

- ・ 感染防止対策について、
学生への周知と注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校

- ・ マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での
感染防止対策をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、
感染防止対策を徹底してください。

1. 基本的な対応方針

- ① 3月6日をもってまん延防止等重点措置は終了になりますが、感染拡大への警戒を緩めることなく、3月7日～31日までの間、福島県感染拡大防止重点対策を踏まえた感染拡大防止対策を徹底する。
- ② 今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ③ 市医師会、各医療機関と連携しながら、できる限りワクチン接種の前倒しを図る。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 福島県感染拡大防止重点対策

3月6日をもってまん延防止等重点措置は終了することになりますが、いまだ予断を許さない状況です。感染力が非常に強いオミクロン株の下では、気の緩みがすぐに爆発的な感染拡大につながりかねません。本市においても、新規感染者数は高止まりしており、辛うじてこの状態が保たれているのが現状であり、いつ感染拡大に転じてもおかしくありません。

福島県感染拡大防止重点対策(3月7日～31日)に沿って、まん延防止等重点措置後も感染拡大への警戒を緩めることなく、【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】に留意して、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】

- ① 基本的な感染対策を徹底してください。(不織布等防御力の強いマスク、こまめな手洗い・消毒、十分な換気など)
- ② リスクの高い場面を作らないようにしてください(マスクなし会話、混雑した場への出入り、大人数・長時間の飲食、感染拡大地域との不要不急の往来など)。
- ③ 同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内とし、感染対策が徹底された飲食店を利用してください。
- ④ 日々の健康観察を徹底し、家族に症状がある、または濃厚接触者がいる時は、出勤や登校を控えてください。
- ⑤ 症状の軽い方は、まずは受診・相談センターやかかりつけ医に電話相談してください。
- ⑥ 症状のある方、または濃厚接触者がいる家庭では、家庭内で広げない対策を徹底してください。
- ⑦ 家族に濃厚接触者がいる時は、他の家族も、出勤・登校・登園をできれば3日間は控えるようご協力ください。
- ⑧ 無症状で気になる方は、薬局等での無料検査をご利用ください。
- ⑨ 新型コロナワクチン接種は、ワクチンの種類に関わらず予約開始になったらできる限り速やかにお願いします。

3. 市独自の感染防止対策

- ① 県の感染防止重点対策を踏まえた福島市感染防止対策の実施(別紙1参照)
- ② 新型コロナ感染拡大防止注意喚起広報パッケージでの呼びかけ

県の感染防止重点対策を踏まえた福島市感染防止対策

1. 総体的対策

- (1) 3月7日～31日の期間、福島県感染拡大防止重点対策のポイント(子どもを感染から守る、高齢者に感染を広げない、移動・会食に関するリスクの回避)を踏まえた本市の感染防止対策の強化
- (2) オールふくしま感染対策総点検キャンペーン期間中(3月7日～18日)の取組み
 - ① 感染対策一斉点検
子ども・高齢者等の施設における対策の再点検をお願いし、点検結果に応じて協力医療機関、市の担当部署へ相談
 - ② ご家庭でもコロナ感染対策チェック
ご家庭用チェックリストを活用し、コロナに感染しないために気を付けるポイントを子どもをはじめ、家族で確認

※①、②のチェックリストは後日発出予定
- (3) 少しでも症状のある時は出勤や登校を控え、軽い症状の方はまず受診・相談センター等に電話相談するよう周知徹底
 - ・指導者は児童生徒・利用者の健康観察を行い、症状が見られた場合は自宅休養、受診・相談センター等への電話相談を指導
 - ・家族に症状がある場合には、家族ともども出勤・登校を控えるよう依頼
- (4) 家庭、特に症状のある方がいる家庭における感染防止対策を周知徹底
- (5) 3月は異動・帰省・花見シーズンで活動が活発になり、感染リスクが高まることから、感染防止対策徹底の注意喚起

2. 子どもを感染から守る対策

学習活動中をはじめ、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動における基本的な感染防止対策を徹底する

- (1) 学校における感染防止対策
 - ① 日々の健康観察の強化・徹底
 - ② 1mを目安に学級内で最大限の身体的距離の確保
 - ③ 感染リスクの高い学習活動の停止(部活動も含む)
 - ・長時間の近距離対面グループワーク、近距離の大声一斉発声、室内・近距離での合唱・管楽器演奏、体育での密集活動・組み合わせ活動
 - ④ マスク着用(不織布マスクを推奨)、手洗い・手指消毒、換気の徹底
 - ⑤ 給食時の感染防止対策の徹底
 - ・手洗い、黙食、身体的距離の確保、会話時のマスク
 - ⑥ 部活動における感染防止対策の徹底
 - ・感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底

- ⑦ ICT を活用した学習保障の推進
 - ・自宅待機・自宅学習者へのオンライン配信、端末持ち帰りと学級閉鎖時等のオンライン学習への切り替え
- ⑧ 「感染対策一斉点検」、「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」を要請
※公立小・中学校での対策を参考に、その他の小中学校における感染防止対策のさらなる徹底を要請

(2) 保育所・幼稚園における感染防止対策

- ① 日々の健康観察の強化・徹底
- ② 発育状況に応じて無理ない可能な範囲でのマスク着用(当面継続)
 - ・指導者は子どもたちの健康状態に注意し、丁寧にサポート
- ③ 近距離で一斉に歌う・ダンス・体操などの室内遊びを避け、少人数グループへの分散
- ④ 合同保育を避け、少人数グループへの分散
- ⑤ 共用する遊具・玩具のきめ細かな消毒・交換
- ⑥ 大人数での行事の自粛(日頃から園生活を共にしているもの以外の参加の自粛)
- ⑦ 卒園式・修了式等は、出席者を最小限とし、感染防止対策を徹底して実施
- ⑧ 送迎等での接触低減の徹底
- ⑨ 換気の徹底(送迎バスも含む)
- ⑩ 食事場面での手洗いの徹底、発育状況に応じた黙食の指導、机を向かい合わせにしないなどの対応
- ⑪ 「感染対策一斉点検」、「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」を要請

(3) 学童や児童養護施設における感染防止対策

- ① 日々の健康観察の強化・徹底
- ② マスク着用(不織布マスクを推奨)、手洗い・手指消毒、換気の徹底
- ③ 施設の実情に応じた身体的距離の確保～近距離で行う活動を避ける
- ④ 共用する遊具・玩具のきめ細かな消毒・交換
- ⑤ 集まっての飲食は避け、飲食時は黙食、会話時にはマスク着用を徹底
 - ・長期休業中の食事時の感染防止対策の徹底
- ⑥ 行事等は、出席者を最小限とし、感染防止対策を徹底して実施
- ⑦ 「感染対策一斉点検」、「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」を要請

3. 高齢者等に感染を広げない対策

重症化リスクの高い高齢者や障がい者に感染を広げないため、高齢者施設・障がい者施設及び家庭内における感染防止対策を徹底する

- ① 施設利用者及び職員の日々の健康観察の強化・徹底
- ② 送迎時も含め窓開けによる換気を徹底
- ③ レクリエーション活動時もマスク着用(不織布マスクを推奨)の徹底、身体的距離の確保、分散化しできる限りリスクを軽減。特に、カラオケ等大声を伴う活動については極力自粛
- ④ 飲食時の黙食、会話時のマスク着用を徹底
- ⑤ 同居する高齢者等と接する方へ、感染リスクの高い行動を控えるよう注意喚起する。
- ⑥ 施設内の感染対策一斉点検の実施

4. 移動・会食に関するリスク回避対策

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、感染リスク回避を呼びかけ

(1) 移動

- ① 感染拡大地域との不要不急の往来を控える

※ワクチン・検査パッケージは適用しない、対象者全員検査は実施しない

(2) 会食

- ① 同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内

※ワクチン・検査パッケージは適用しない、対象者全員検査は実施しない

- ② 感染対策の徹底された飲食店を利用

5. 事業所内で感染を広げない取り組みの呼びかけ

- ① 職場内の感染防止対策の点検、徹底

- ② ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用した接触機会の低減

- ③ 事業継続計画(BCP)の再確認や策定

- ④ 業種別ガイドライン等の遵守

- ⑤ 従業員の家族(特に子ども)が濃厚接触者等となった場合は出勤しない

6. ワクチン接種の促進

- ① 5～11歳の小児接種を個別医療機関において重症化リスクの高い基礎疾患のある子どもから優先的に接種を進める。

- ② 上記①に合わせ、国からのワクチン供給に応じ、年齢の高い順から個別接種と集団接種を実施し、早期の接種完了を目指す。

また、集団接種は、福島圏域広域連携で実施することで、交流が多い圏域内全体の感染防止に努める。

- ③ 小児接種を受ける際、保護者が、感染症予防の効果と副反応リスクの双方について、正しい知識を持ち、保護者の意思に基づき接種の判断をすることから、必

要な情報を的確に提供するとともに、より専門的な内容については、県が開設した相談窓口を案内する。

- ④ 新型コロナワクチンの接種は強制するものではなく、それらを子どもたちも正しく理解することで差別的な対応を取ることが無いよう、感染した子どもたちの心と体のケアも含め、保育・教育の現場において注意を払うよう、関係機関が連携する。
- ⑤ エッセンシャルワーカーの接種終了後、直ちに事業所連携型集団接種を大規模に実施し、社会機能維持を図る。

別添資料 「ワクチン接種の促進」参照

ワクチン接種の促進（R4.3.5 時点）

	接種（開始時期）内容	接種状況
1月	医療従事者等（R3.12.1～）	完了
	高齢者施設等の入所者等（R3.12.24～）	完了
	高齢者へ かかりつけ医接種（R4.1.20～）	継続中
2月	上記以外の高齢者（R4.2.1～ 個別接種、集団接種）	継続中
	妊婦・パートナーの個別接種	継続中
	社会機能維持のためのエッセンシャルワーカーへの集団接種 <第1弾> ・介護施設従事者 ・障がい者施設従事者 ・保育・教育施設従事者（市立・私立：保育所、幼稚園、小中高教職員、放課後児童クラブ、児童養護施設等） ・危機管理中枢職員（国・県・市等）	完了 3/10 完了(2,300人) 完了(300人)
3月	妊婦・パートナーの集団接種	継続中
	社会機能維持のためのエッセンシャルワーカーへの集団接種 <第2弾> ・電気、ガス、交通、報道事業者 ・教育施設従事者（県立高校）	3月末完了(1,100人) 3月末完了(500人)
	18歳から64歳の前倒し接種 3月開始：①基礎疾患 ②60～64歳 4月以降：③18～59歳	継続中
	5～11歳小児の初回(1・2回目)接種	
	個別接種（3/9～ 開始時15か所）	
	集団接種（3/13～ NCV、福島圏域広域連携）	
事業所連携型集団接種（R4.3.20～）	4月末完了見込み(7,500人)	

【5-11歳小児へのワクチン】

【厚生労働省 令和4年1月28日 自治体説明会資料等より抜粋】

- ・5歳～11歳における新型コロナウイルス感染症に関しては、中等症や重症例の割合は少ないものの、新規感染者数の増加に伴い、中等症や重症例の症例数は増加傾向
- ・感染者数全体に占める、小児の割合は1月以降増加傾向
- ・11歳以下の小児のワクチン接種が進むことにより、同世代における重症例の発生が抑制されるのみでなく、中高年世代を含む人口全体の感染者数や重症者数を減少させる効果が期待される
- ・オミクロン株が流行する前のデータではあるが、小児へのワクチン接種により新型コロナウイルスに対する中和抗体価の上昇や90.7%の発症予防効果が確認されていること、現時点で安全性に重大な懸念は認められていないことが報告されていることから、厚生労働省の審議会において議論された結果、小児について、日本でも接種を進めていくこととなった
- ・なお、2月21日、12歳未満の小児に対して新型コロナワクチン接種の公的関与(特に¹※努力義務)を適用することについては、対象としないとの政令が公布された
- ・もとより新型コロナワクチンの接種は強制するものではなく、それらを子どもたちが正しく理解し、差別的な対応を取ることが無いよう、感染した子どもたちの心と体のケアも含めて、保育・教育の現場において注意を払う

¹ ※努力義務 「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定であり、義務とは異なる。接種は強制ではなく、最終的にはあくまで本人が納得した上で接種を判断することになる。

【小児用ワクチン供給と小児接種の見通し】

(1) 供給

- ・満5歳以上11歳以下対象者：約15,000人
- ・3月上旬～4月中旬の配分量：3,150人分（対象者全体の約2割分）

(2) 接種

- 3月9日から個別接種、3月13日から集団接種開始
- ・基礎疾患等がある5歳から11歳：かかりつけ医接種（個別接種）
- ・その他の11歳、10歳：個別接種、集団接種

(3) 今後の見通し

- ・4月中旬から5月上旬までに約2万回分が供給の見通し
- ・概ね6月末で希望する5～11歳の接種を終了

【福島圏域自治体との連携による集団接種】

福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、飯舘村の6市町村で協力して実施

※圏域内の接種状況などにより、参画自治体が新たに追加される場合あり。

(1) 実施の背景

- ・各市町村で小児科医療機関の数が限られ、接種の機会が限定的
- ・圏域の中心都市として圏域全体の感染防止に貢献

(2) 実施方法

- ・受付業務などの協力と必要なワクチン提供を受け、参画自治体の5～11歳の接種を実施（当初：11歳・10歳から段階的に）

(3) 実施内容

① 実施時期：3月13日(日)から4月17日(日)まで（6日間×2回）

1回目	2回目
3/13(日)・19(土)・23(水)・24(木)・26(土)・27(日)	4/3(日)・9(土)・13(水)・14(木)・16(土)・17(日)

※4月中旬以降は、今後のワクチン供給状況に応じて実施

② 福島市以外の参画自治体接種予定人数：約600人

※5歳から11歳の人数 約19,500人

福島市：約15,000人 伊達市：約3,000人 桑折町：約550人 国見町：約330人 川俣町：約430人 飯舘村 約220人

③ 会場：NCVふくしまアリーナ（霞町4-45）